

第 14 回 門真市自治基本条例制定検討委員会議事録

平成 25 年 10 月 28 日（月）午前 11 時～

市役所本館 2 階 大会議室

委員長： それでは定刻となりましたので、只今より第 14 回（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会を開催いたします。

本日は、門真市自治基本条例素案の修正内容について、事務局より説明がありますので、ご検討いただきたいと考えております。それでは、「案件 1 条例素案の修正内容について」、事務局より、説明をお願いします。

事務局： 説明に入ります前に本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の次第、

資料 1 門真市自治基本条例素案

揃っておりますでしょうか。不足がある場合は、事務局へお知らせください。

早速ではございますが、「案件 1 門真市自治基本条例素案の修正内容につきまして」ご説明させていただきます。

本日配布させていただきました「資料 1 門真市自治基本条例素案」につきましては、去る 7 月 30 日に行いました当委員会において、素案としてまとめられましたものを、法務課での法規審査を受け、修正を行ったものであります。

表紙をお開きください。「記載内容について」でございしますが、左側が、前回の条例制定検討委員会でのご意見を受けて、修正した条例素案でございます。

右側が、法規審査での指摘を受けた上で、事務局において再度精査した、条例素案でございます。

修正箇所につきましては、右の欄に網掛けを行った箇所がありますが、本日はこの内、表現の統一や字句の整理等、法規上のルールによる修正については説明を省略させていただき、文書表現を修正させていただきましたところにつきまして、ご説明させていただきます。

それでは、「資料 1 門真市自治基本条例素案」の 1 ページをご覧ください。

まず、9 行目の「水防・水利組織」から 21 行目までの修正箇所についてご説明いたします。

9 行目の水防・水利組織という記述は、自然と対峙した先

人たちの創意工夫の一つとして、水路や築堤（ちくてい）、段蔵（だんくら）、バッテリーと列記する形に修正しております。

次に、13行目ですが、時代考証を踏まえ、「中世には、池や沼地を除いて、農地が開墾され」という表現に修正しております。

次に、16行目ですが、定住可能な都市への発展過程を明確に示すため、「共同体から村や町を形成し、定住可能な都市として」という表現に修正しております。

次に、18行目ですが、本市の脈々と続く自治の歴史を言い表すため、「農村」を「まち」という表現に修正しております。

これらの部分につきましては、前回の素案では、左側8行目から18行目の表記となっておりますでしたが、歴史的な観点を専門家に相談したところ、今回お示しした表記が良いのでは、とのご助言をいただいております。

次に、同ページの22行目ですが、本市とゆかりのある人々の偉大な功績を言い表すため、「核廃絶の廃絶に向けた活動、国際的な企業の創業等」という表現に修正しております。

続きまして、2ページをご覧ください。

1行目ですが、前回までは、これまでの本市の歴史から地方自治のあり方が問われるようになった今日の状況について述べた後で、「一方では」という接続詞で今日の社会状況を述べておりましたが、どちらも今日の状況を示すことから、「また」という接続詞の方がふさわしいということと「今日の社会状況」を主語にした方が良いということの2点の指摘が文書法規審査であり、そのあとに続くニーズや課題をつなぐ表現であることを踏まえ、記載のとおり修正しております。

次に3行目から6行目ですが、市を取り巻く現状を考えた時に、総合計画が掲げるまちづくりの基本目標に沿った形で例示することが、本条例の趣旨と適合することから、記載のとおり修正しております。

次に、7行目ですが、文書法規審査で「疎遠化」という言葉はないのではないかという指摘があり、「希薄化」に修正しております。

次に、9行目「これらの」であります。前段では、様々な解決すべき課題があることを示していることから、このことを意味する「これらの」を追加しております。

以上が前文の修正についてであります。

続きまして、3ページをご覧ください。第1条の2行目で

すが、「自治の基本理念に基づいて」という表現が、第3条の基本理念を指すのであれば、「基づいて」よりも「定め」や「明らかにし」が適切ではないかと文書法規審査での指摘があり、他市の条例等においても「明らかにし」が使用されているため、「明らかにし」という表現に修正しております。

続きまして、5ページをご覧ください。

第3条の4行目ですが、「自治意識の向上」よりも「自治に対する意識の向上」の方が、適切な表現であるとの指摘がありましたので、修正しております。

次に、同ページの第4条第2項であります。

まず2行目ですが、他市の条例等の表現を踏まえ、「条例で定める内容」を「条例の趣旨」に修正しております。

次に3行目ですが、左側前回は「矛盾しないように、整合性を図らなければ」と表記しておりましたが、「矛盾と整合性」という語句は同意的な意味があり、二重の表現になっていることから、「矛盾しないように」を削除しました。

続きまして、7ページをご覧ください。

第6条第2項ですが、名詞と名詞直接つなぐよりも間で説明を加えた方がわかりやすい表現となるため、「協働によるまちづくり活動」を「協働によるまちづくりを推進する活動」に修正しております。

続きまして、8ページをご覧ください。

第7条第1項ですが、前回までは「基本原則を認識し」としておりましたが、「原則を認識」という表現は法令上使用例がないことから、「原則を踏まえ」という表記が好ましいのではないかと指摘がありましたので、修正しております。

また、第3項では、第2条の市役所、議会の定義は機関として位置付けており、これらに市民が参加・参画と表現するよりも、「市政」に参加・参画するとした方が良いとの指摘があり、市民検討委員会の議論も反映できる表現となるため、記載のとおり修正しております。

続きまして、10ページをご覧ください。

第10条第1項ですが、文章のつながりを考慮し、「するとともに」という表現で前後それぞれの意味をわかりやすくした方が良いとの指摘があったため、記載のとおり、修正しております。

また、第2項では、前条が議会の役割としていることから、1行目「責務」を「役割」に修正するとともに、前回の「議案の審議及び政策の提案に努めます。」という表現では、議員

本来の役割が努力義務になってしまうとの指摘があったため、「自己研鑽に努め、議案の審議及び政策の提案を行います。」という表現に修正しております。

続きまして、11ページをご覧ください。

第11条第3項の3行目ですが、表現的には「不断の見直し」が適切であるとの指摘がありましたので、修正しております。

続きまして、12ページをご覧ください。

第12条第2項ですが、職員が記録する要望等を明確に示した方がよいとの指摘がありましたので、「業務に関して」という文言を追加し、修正しております。

続きまして、13ページをご覧ください。

第14条第2項ですが、2行目の終わりから「企画、実施、評価及び改善」といった政策が作り上げられる過程を述べていることから、「政策過程」よりも「政策形成の過程」の方が適切との指摘があったため、記載のとおり、修正しております。最後に、16ページをご覧ください。

第17条ですが、第1項は、「条例の実施」よりも「条例の運用」の方が適切な表現であるとの指摘があり、第2項は、条例の見直しの期間を示す必要があることから、記載のとおり、修正しております。事務局からは以上です。

委員長： それでは、ご質問のある方は挙手願います。

委員： 2ページの前文の「そのためには」の部分ですが、文脈的に「そのため」の方が適切ではないですか。

事務局： 法規審査の中で、このような修正を頂きましたが、再度、法規と確認させていただきたいと思います。

委員長： 他にございますか。どのような意見でも結構でございます。それでは、ご意見ありましたので、事務局の方で再度調整等行っていただき、修正があれば委員の方にご確認願うという形にさせていただきます。その後、委員の皆様にご確認いただいたものを市長にご報告を行った後、きたる平成25年第4回定例会へ提出することにご異議ございませんでしょうか。

委員： 異議なし。

委員長：　　そうしましたら、本条例素案を自治基本条例案として、市長にご報告を行った後、第４回定例会に提出したいと思いません。

次に、「案件２　自治基本条例関連スケジュール等について」事務局より説明をお願いします。

事務局：　　先ほどご決定いただきました「門真市自治基本条例案」につきましては、委員より意見いただきました部分について、再度、法規と調整を行った後、修正があれば委員の皆様にご連絡させていただきます。その後、委員長からありました通り、当委員会から市長へのご報告後、平成２５年第４回定例会へ提出する手続きを行ってまいりたいと考えております。

条例が制定された場合の今後のスケジュールでございますが、条例のより一層の周知を図るため、条例の考え方や条文を記載した広報紙を作成し、広報かどま２月号と併せて配布いたします。

さらに、自治会等の地域の各種団体に対する条例の説明をこれまで同様、進めるとともに、ホームページやエフエムハナコなど多様な媒体を活用し、より一層の周知に努めてまいります。

加えて、職員の協働によるまちづくりへの意識啓発を図るため、自治基本条例職員研修を年度内に実施いたしたいと考えております。

条例第１６条に規定する地域会議につきましては、地域会議設置に向けた環境を整備するため、条例制定にあわせ地域会議の支援に関する補助金の交付要綱等を定めるとともに、地域調整官と連携しながら、設置に向けた働きかけをこれまで以上に積極的に行い、早期の地域会議準備会設置を目指し、来年度には地域会議が複数設置されるよう、努めてまいります。

なお、地域会議が設置されましたら、地域担当職員の配置を検討しておりますので、より一層のご協力を賜りたく考えております。

また、前回の当委員会でご報告させていただきました同条例規則案につきましては、現在、法規審査を受けておりますので、条例に合わせて施行してまいりたいと考えております。

事務局からは以上です。

委員長：　　それでは、ただいま、事務局より説明がありました条例制

定に向けたスケジュール案等につきまして、ご質問等はございませんか。

委員長：私の方から、一点質問があるのですが、地域担当職員を配置するという点について、まとまった考え等はあるのですか。

事務局：はい。従来より行って参りました地域会議検討会議において、部局長の皆様には、何度か、事務局の案をお示しさせていただいておりますが、人事的な調整も必要になってくると思いますので、今後も引き続き、案につきましては、諮っていただける機会を設けてまいりたいと思います。

委員長：はい。本日の案件は以上となりますが、平成22年9月1日に第1回条例制定検討委員会を開催後、市民検討委員会の皆様による真剣な議論が、平成22年9月13日から平成23年8月21日まで活発に行われ、平成23年9月6日の門真市自治基本条例原案の提出を経て、約3年間の長きにわたり、当委員会において議論を重ねてまいりました。

本日、当委員会として、自治基本条例（案）を策定し、大きな役割を無事果たすことができ、一つの区切りを迎えられたことは、皆様のご尽力によるものと感謝いたしております。

今後につきましては、門真市自治基本条例の理念を基に、施策の展開を図っていくことはもちろんのこと、地域会議の設置等にも全庁挙げて取り組み、より一層、公民協働を進展させ、自律発展都市の形成を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、以上もちまして、本日の委員会を閉会いたします。